

水道メーター取替え等業務（A地区） 共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）堺市発注に係る水道メーター取替え等業務（A地区）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受注

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____・_____・_____水道メーター取替え等業務（A地区）共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和_____年_____月_____日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約金額の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ 出資割合 _____%

商号又は名称 _____ 出資割合 _____%

商号又は名称 _____ 出資割合 _____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行に関する事項、構成員間の相互の責任の分担、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上で決定し、業務の適正な履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（基本的な経費の負担）

第12条 業務の履行に当たり、構成員が共通して必要となる基本的な経費は、運営委員会において、各構成員の負担額を決定するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、履行年度ごとに業務について決算するものとし、決算の結果、生じた利益の分配若しくは欠損金の負担については、運営委員会により協議の上で決定するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(契約期間の途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、業務の契約期間の途中は脱退することができない。

2 構成員のうち、契約期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 最終の決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、代表構成員は除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。除名した構成員が代表構成員である場合は、第18条の規定に基づき新たに代表者となった構成員がその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により、構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(契約期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、契約期間の途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該業務の履行に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外 _____者は、上記のとおり_____・_____
_____水道メーター取替え等業務（A地区）共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各自所持するものとする。

令和 ____年 ____月 ____日

代表構成員	所在地	_____
	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____
他の構成員	所在地	_____
	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____
他の構成員	所在地	_____
	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____